社会福祉法人一関市社会福祉協議会
評議員及び役員等の報酬及び費用弁償規程

平成 18 年 4 月 20 日　制　　定
平成 23 年 4 月 14 日　一部改正
平成 25 年 3 月 27 日　一部改正
平成 29 年 6 月 28 日　一部改正

（目　的）
第１条　この規程は、社会福祉法人一関市社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき評議員及び役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等）
第２条　前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。
(1)　会長、副会長、常務理事、理事及び監事
(2)　会長が委嘱した部会員及び各種委員会委員等

（会議出席報酬）
第３条　評議員及び役員等が会議等に出席したときは報酬として、その都度次の額を支給する。
(1)　評議員　日額　４，０００円
(2)　理事及び監事　日額 ４，０００円
(3)　部会員及び各種委員会委員等　日額　４，０００円以内

（会長・副会長及び常務理事の報酬及び費用弁償）
第４条　会長・副会長及び常務理事に支給する報酬の額は、次のとおりとする。
(1)　会　長　　月額　５０，０００円
(2)　副会長　　月額　１５，０００円
(3)　常務理事　月額１５０，０００円以内
２　会長及び副会長の報酬の支給にあたっては、会長は週１日以上、副会長にあっては月１日以上の出勤を原則とする。（関係機関及び団体等の諸会議や行事への出席を含む。）
　なお、評議員会、理事会、監査会、各種委員会及び会長・副会長会議等に出席した場合の報酬は支給しない。
３　常務理事の報酬は、会長が定める勤務形態に応じ支給するものとする。ただし、事務局長と兼ねる場合の常務理事の報酬は、支給しないものとする。
４　会長、副会長及び常務理事が月の途中において、会長、副会長及び常務理事でなくなったときは、当月分の報酬を支給する。
５　会長・副会長及び常務理事が会議に出席したときは、費用弁償として役職員等旅費規程の別表に規定する運賃又は車賃を支給する。

（監事の監査報酬及び費用弁償）
第５条　監事が監査業務を遂行した場合の報酬は、日額　５，０００円とし、別に費用弁償として役職員等旅費規程別表に規定する運賃又は車賃を支給する。

（月額報酬の支給日）
第６条　月額報酬は、本会職員の給与の支給日に支給する。

附　則

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年４月14日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年７月１日から施行する。